

秋田市地域公共交通協議会規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p><u>(事務の委任)</u></p> <p>第9条 協議会は、第2条に定める協議事項に係る <u>契約その他の財務に関する事務の一部を秋田市に 委任できるものとする。</u></p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p>